

SDGs フェスタ in あんじょう 企画運営業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

安城市企画政策課

## 1 業務の概要

- (1) 業務名  
SDGs フェスタ in あんじょう企画運営業務
- (2) 業務場所  
安城市桜町地内ほか
- (3) 業務内容  
別紙「SDGs フェスタ in あんじょう企画運営業務仕様書」のとおり
- (4) 事業期間  
契約締結日の翌日から令和6年12月31日まで

## 2 選定方式

公募型プロポーザル方式

## 3 委託上限額

2,500千円(消費税および地方消費税を含む)

## 4 スケジュール

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| (1) 公告           | 令和6年4月25日(木)          |
| (2) 質問受付期限       | 令和6年5月10日(金) 午後5時(必着) |
| (3) 質問事項の回答      | 令和6年5月16日(木)          |
| (4) 参加表明書提出期限    | 令和6年5月24日(金) 午後5時(必着) |
| (5) 参加資格確認結果の通知  | 令和6年5月30日(木)          |
| (6) 企画提案書提出期限    | 令和6年6月3日(月) 午後5時(必着)  |
| (7) プレゼンテーション審査  | 令和6年6月19日(水)          |
|                  | ※予備日 令和6年6月20日(木)     |
| (8) 審査結果通知       | 令和6年6月27日(木)          |
| (9) 優先交渉権者との契約締結 | 令和6年7月上旬              |

※スケジュールは予定であり、本市の都合により変更する場合があります。

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる応募者は、以下のいずれにも該当する者となります。

- (1) 安城市契約規則第5条第3項に基づく競争入札参加者名簿(物品・その他委託)に掲載されていること。
- (2) 提出書類の提出期限から契約締結日までに、安城市工事請負業者等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 公告日から契約締結日までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城

- 警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法による手続きを行っていないこと。
  - (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
  - (6) 過去5年間(当該年度を含まない)において、元請として官公庁(国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。)よりSDGsや地方創生の分野におけるイベント実施に関する業務実績を1件以上有すること。(長期契約等で現在実施中のものを含むが、その場合は契約日から1年以上経過していること。)

## 6 業務及び本プロポーザルに関する質問及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答方法は、次のとおりです。なお、審査及び評価に関する質問及び回答に対する再質問は、一切受け付けません。

- (1) 受付期間  
令和6年5月10日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 受付場所  
安城市企画部企画政策課公民連携係  
メールアドレス kikaku@city.anjo.lg.jp
- (3) 受付方法
  - ア 質問事項は、質問書(様式5)に記入すること。
  - イ (2)に記載のメールアドレスあてに電子メールで提出すること。なお、電子メールを送信した旨を電話連絡すること。
  - ウ 件名は「【提案者名を記入】SDGsフェスタinあんじょう企画運営業務質問書」とすること。
- (4) 回答方法  
令和6年5月16日(木)までに、安城市ウェブサイト「望遠郷」にて公表します。

## 7 参加表明書の提出

- (1) 書類提出方法  
実施要領末尾の提出先へ持参または郵送してください。なお、取扱いは以下のとおりです。
  - ア 持参の場合  
持参する旨を実施要領末尾の問合せ先に事前に電話連絡してください。
  - イ 郵送の場合  
書留郵便または配達証明付(提出期限までに必着)に限ります。なお、送付した旨の連絡を実施要領末尾の問合せ先に事前に電話連絡してください。  
なお、郵送時の事故等により提出期限までに届かない場合、本市はその責を

負いません。

(2) 提出期限

令和6年5月24日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出書類

提出書類は以下のとおりです。紙面で各1部作成してください。

ア 参加表明書（様式1）

イ 同種業務実績一覧（様式2）及び様式2に記載の業務実績がわかる書類の写し

ウ 業務担当予定者の経歴等（様式3）及び様式3に記載の業務実績がわかる書類の写し

※業務管理責任者1名と担当者（業務に携わる予定の人）全員分

エ 会社概要（様式4）及び様式4に記載の業務実績がわかる書類の写し

オ 見積書（税抜き価格とし、安城市契約規則の様式を使用すること。また、見積り項目の詳細を任意様式の別紙に記載すること。）

## 8 参加資格確認の通知

(1) 参加資格の内容

参加者からの提出書類により、参加資格の有無を確認します。

(2) 参加資格確認の通知方法

参加資格確認の結果について、参加者全員にメールで通知します。

(3) 参加資格確認の通知日

令和6年5月30日（木）

## 9 企画提案書の提出

(1) 書類提出方法

7（1）と同様とします。

(2) 提出期限

令和6年6月3日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出書類

企画提案書を紙面で7部作成し、データで一式作成してください。なお、データについてはCD-ROM等のメディアに格納し提出してください。

企画提案書の様式は任意でA4判10ページ以内（表紙は含めない。）とし、記載事項は別紙「SDGsフェスタ in あんじょう企画運営業務委託審査要領あ」（以下、「審査要領」という。）及び「SDGsフェスタ in あんじょう企画運営業務仕様書」（以下、「業務仕様書」という。）を参照すること。

なお、様式は任意であるが、提案内容の記載の順番は、基本的に審査要領の評価項目の順とすること。ただし、説明（プレゼン等）のし易さから提案順序が前後することがある場合は、見出し等で分かるよう表示をすること。

※採用後は、企画提案書の内容の協議により、改めて見積書を提出していただく場合があります。

(4) 辞退について

企画提案書の提出後、辞退する場合は辞退届（様式6）を記入し、持参してください。

なお、提出期限は、令和6年6月3日（月）午後5時までとします。

## 10 優先交渉権者の決定に係る審査

(1) 審査の実施体制等

優先交渉権者の決定に係る審査の実施体制等については、別紙審査要領に記載のとおりです。

(2) 審査方法、評価基準

別紙審査要領に記載のとおりです。

(3) プレゼンテーション審査実施日

ア 日時 令和6年6月19日（水）（予備日：令和6年6月20日（木））

イ 場所 安城市役所 ※詳細は参加資格通知時にお知らせします。

(4) 審査結果

ア 選定委員会の選定を受けて、最も優秀な提案者を優先交渉権者として決定します。

イ 優先交渉権者の決定後、審査結果を提案者に個別にメールで通知します。

ウ 審査結果のメール通知後、安城市公式ホームページ「望遠郷」で結果を公表します。

エ 審査結果についての異議申し立てはできません。

(5) 審査結果の通知日

令和6年6月27日（木）

## 11 失格の条件

以下の条件に該当する場合は失格になることがあります。

(1) 企画提案書等に不備、不足があった場合

(2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(3) 企画提案書に虚偽内容が記載されている場合

(4) 企画提案書作成のための業務仕様書等に示された条件に適合しない場合

(5) 審査の公平性を害する行為を行った場合

(6) 提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合

(7) 見積金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）が委託上限額を上回った場合

(8) 参加資格があると偽った場合または参加資格を失った場合

## 1 2 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した優先交渉権者と本市が協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。業務仕様書の内容は提案された内容を基本としますが、優先交渉権者と市との協議により最終的に決定します。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づき業務仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定します。なお、見積金額は委託上限額を超えないものとします。
- (3) 候補者と市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果における次順位の優秀提案者と協議を行うこととします。

## 1 3 その他

- (1) 企画提案書等作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は、参加者負担とします。
- (2) 提出された書類は、返却しないものとします。
- (3) 誤字等を除き、提出後の企画提案書の追加、変更、差替え及び再提出は認めません。
- (4) 著作権の取り扱い
  - ア 決定した事業者の企画提案書に係る著作権は、安城市に帰属するものとします。ただし、契約締結前には提案者に帰属するものとします。
  - イ 決定されなかった事業者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとします。
- (5) 当該プロポーザル実施についての説明会は行いません。

## 1 4 問合せ・提出先

安城市役所企画部企画政策課 公民連携係

住 所 〒446-8501 安城市桜町18番23号

電 話 0566-71-2204 (直通)

FAX 0566-76-1112

E-mail kikaku@city.anjo.lg.jp